

21 世紀東アジア青少年大交流計画(JENESYS プログラム) サポートスタッフ募集

あなたのスキルを活かして日中青少年交流事業の一翼を担いませんか？

～ 熱意と意欲がある方を広く募集します！ ～

財団法人日中友好会館は、2007 年度から、外務省の委託を受け、21 世紀東アジア青少年大交流計画(以下、JENESYS プログラム*1 と称す)のうち、中国からの短期招聘・中国への短期派遣事業を実施しています。同計画スタートに伴い、当財団には、「東アジア青少年交流基金事務局」が設置され、企画・運営にあっています。

2008 年、日中両国政府は、日中平和友好条約締結 30 周年である同年を節目として、2011 年までの 4 年間、年間 4,000 名規模の青少年の相互訪問の推進を決めました。この日中青少年交流事業*2 は、JENESYS プログラムの一環として実施され、日中の青少年の相互理解の促進、良好な対日・対中感情の形成及び両国関係の強固な基礎を築くことを目的としています。高校生、大学生及び教育、行政、経済、学術、青年団体、メディアなど多様な分野の青年代表が相互に訪問し、ホームステイ、合宿、シンポジウム、学校交流などのプログラムを通じて友情の輪を広げています。

2011 年度、JENESYS プログラムは、5 年目を迎えます。については、2011 年度に当財団が実施する JENESYS プログラムにつき、日中青少年の交流が円滑に行われるよう、専門的技術・能力を活かしてサポートして頂ける方を下記の通り募集します。

*1:2007 年 1 月、日本政府が発表した、東アジア首脳会議参加国を中心とした青少年の短・中・長期招聘計画のこと。
日本青少年の東アジア諸国への短期派遣も実施している。

*2:[「日中青少年交流事業\(短期招聘・短期派遣\) 概要」を参照。](#)

記

【募集要項】

1. 業務内容

2011 年度に当財団が実施する JENESYS プログラム(中国からの短期招聘・中国への短期派遣事業)として実施される個別の短期招聘または短期派遣事業ごとに、下記の要領で、日中青少年交流の円滑な進行のためのサポート業務を行い、全行程に随伴します。

サポート業務の内容によって、業種は通訳と通訳ガイドの 2 種に分かれます。それぞれの主な業務内容は以下の通りであり、業務内容の区分はありますが、両者とも、日中青少年交流事業が目的とする日中の青少年の相互理解の促進、良好な対日・対中感情の形成、両国関係の強固な基礎を築くことを積極的にサポートする役割を担います。したがって、日中青少年交流事業の目的をよく理解して頂いたうえで業務を行って頂く必要があります。

(1) 通訳

全行程における通訳業務を通じて、日中両国の青少年及び関係者間の意思疎通を助けることにより、円滑な交流を促す役割を担います。

具体的には、次の①から④の業務を行います。

- ① 主に公式行事(歓送迎会、関係機関訪問)、交流時、視察時などにおいて必要な通訳を行い、当該プログラムが円滑に実施されるようサポートする。
- ② 行程中、夜間に緊急事態(参加者の急病等)が生じた場合において、必要な通訳を行う。
- ③ 随行業務終了後、所定の期間内に指定の訪問記録・報告書等を提出する。
- ④ その他の業務の詳細については、当財団及び旅行代理店が作成する業務マニュアルによるものとする。

なお、上記業務の遂行にあたっては、当財団職員や旅行代理店の担当者・添乗員、その他サポートスタッフと十分連携を保つものとします。特に、訪日団受入の際は、原則として、各コースに当財団

職員、旅行代理店添乗員、通訳、通訳ガイドが配置されるため、相互に十分な連携を取ることが求められます。

(2) 通訳ガイド

全行程における通訳ガイド業務を通じて、日中間の相互理解の促進を助けるとともに、日中両国の青少年及び関係者間の円滑な交流を促す役割を担います。

具体的には、次の①から⑥の業務を行います。

- ① 行程中、訪問先に応じて、日中両国の文化、歴史、教育、政治、経済、社会、環境、福祉、防災、科学技術などについて適切かつ必要な通訳ガイドを行う。
- ② 訪問先での集合・解散等に関する案内、注意事項の周知、安全確認等を適切に行い、旅行行程の円滑な実施をサポートする。
- ③ 訪問先、交流・視察先、公式行事でのプログラムが円滑に実施されるよう進行をサポートし、場合により必要な通訳を行う。
- ④ 行程中、夜間の緊急事態(参加者の急病等)が生じた場合において、必要な通訳を行う。
- ⑤ 随行業務終了後、所定の期間内に指定の訪問記録・報告書等を提出する。
- ⑥ その他の業務の詳細については、当財団及び旅行代理店が作成する業務マニュアルによるものとする。

なお、上記業務の遂行にあたっては、当財団職員や旅行代理店の担当者・添乗員、その他サポートスタッフと十分連携を保つものとします。特に、訪日団受入の際は、原則として、各コースに当財団職員、旅行代理店添乗員、通訳、通訳ガイドが配置されるため、相互に十分な連携を取ることが求められます。

<業務期間>

- ・ 原則として、個別の短期招聘または短期派遣事業における各団の全行程に随行して頂きます。原則として、訪日団随行は、訪日団到着空港から出発空港まで、訪中団随行は、訪中団日本出発から日本到着までを業務期間とします(7日間～9日間程度。事業によって異なる)。
- ・ 各事業開始数日前に、当財団にて事前説明会を開催します。随行スタッフは原則として全員参加とします。

2. 応募条件

<通訳、通訳ガイド共通>

- (1) 日中青少年交流事業の目的をよく理解し、同事業への参加に熱意と意欲を持っていること
- (2) 日中両国の事情(文化、歴史、教育、政治、経済、社会、環境、福祉、防災、科学技術など)に造詣が深いこと
- (3) ホスピタリティと協調性があること
- (4) 心身ともに健康であること
- (5) 訪問記録の作成ができること
- (6) 中国語ネイティブの場合、日本滞在期間が5年以上あることが望ましい

<通訳>

- (1) 日本語ネイティブの場合、高い中国語能力(中国語検定1級相当)があること
- (2) 中国語ネイティブの場合、高い日本語能力(通訳案内士登録者が望ましい)があること
- (3) 逐次通訳経験が3年以上あること
- (4) ガイド、添乗員のサポートができること

<通訳ガイド>

- (1) 通訳案内士(中国語) 登録者であること
- (2) ガイド経験が 3 年以上あること
- (3) 業務遂行に十分な語学力(日本語・中国語)を有し、必要に応じて交流時の通訳業務ができること
- (4) 関西在住者に限る

3. 応募方法、登録審査

- 一次審査(書類選考)後、一次審査合格者に対し、二次審査(面接、通訳レベルチェック試験)を実施。

- 一次審査(書類選考)

応募には以下の書類が必要です。

- ①～⑥までの書類は全員必須、⑦～⑨までの書類は該当者のみ必須の提出書類です。
- 全ての必要書類が揃わない場合は、応募は無効となりますので、必ずご準備ください。

<必要書類>

- ① 履歴書(写真貼付、書式自由)
- ② 業務経歴書(書式自由)
- ③ 応募動機(日本語で 400～500 字程度、書式自由)
- ④ サポートスタッフ 応募アンケート([所定の書式に記入 ここをクリック!](#))
- ⑤ 二次審査スケジュール確認表([所定の書式に記入 ここをクリック!](#))
- ⑥ 返信用封筒(返信先を明記し、80 円切手貼付) *一次審査結果通知に使用します。
- ⑦ 通訳案内士(中国語)登録証の写し(通訳ガイド希望者は必須)
- ⑧ 語学レベルを証明する書類の写し(ある場合のみ)
- ⑨ 外国人登録証明書表面・裏面の写し(外国籍の方のみ)

<応募書類提出先>

上記書類を揃え、(財)日中友好会館まで郵送または直接持参願います。

FAX、E-mail での送付は応募と認められませんので、ご注意ください。

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-5-3

財団法人 日中友好会館 総合交流部 宛

*「JENESYS プログラム サポートスタッフ応募」と朱記のこと。

<応募締切>

2011 年 2 月 16 日(水)必着

(応募書類は返却致しませんのでご了承下さい。)

<一次審査結果の通知>

提出された書類を基に、一次審査を実施します。

選考結果は、2011 年 2 月 25 日(金)までに応募者全員に郵送にて通知します。

- 二次審査

一次審査合格者には、二次審査を実施します。

期間:2011 年 3 月 7 日(月)、3 月 8 日(火)のいずれか 1 日を予定

場所:財団法人日中友好会館 地下1階 第一会議室(予定)

審査内容:面接、通訳レベルチェック試験

*一次審査合格者には、上記期間の中で調整の上、二次審査の時間を通知します。

*二次審査にかかる交通費等の経費は、参加者負担となりますので、予めご了承下さい。

●選考及び決定

二次審査の結果は、2011 年 3 月 21 日(月)以降に受験者全員に郵送にて通知します。

二次審査の合格者を登録審査合格者とし、当財団が実施団体として実施する JENESYS プログラムの通訳、通訳ガイドの候補者として登録します。登録制度については、4. をご参照ください。

選考過程及び合否結果の理由等に対する問い合わせには一切回答できません。予めご了承願います。

●登録人数

通訳・・・若干名

通訳ガイド・・・若干名

4. 登録制度について

- ・ 通訳、通訳ガイドは、それぞれ登録制です。応募時に通訳と通訳ガイドのどちらを希望するかを申告して頂き、通訳には通訳登録審査、通訳ガイドには通訳ガイド登録審査を行います(通訳と通訳ガイドで、それぞれ審査内容が異なります。)
- ・ 通訳と通訳ガイドの両方への登録を希望する場合、両方の審査を受けて頂きます。但し、一次審査応募時には、必ず通訳案内士(中国語)登録証の写しをご提出ください。
- ・ 通訳または通訳ガイドの登録審査に合格した方は、当財団の 2011 年度に実施する個別の短期招聘または短期派遣事業における通訳または通訳ガイドの候補者として登録されます(以下、登録された者を登録者といいます。)
- ・ なお、当財団と登録者とは、個別の短期招聘または短期派遣事業毎に業務委託契約を締結するものとします。当該業務委託契約は、登録者において個人事業主として締結するものであり、契約の更新はありません。また、登録制は、あくまで候補者としての登録であって、当財団との業務委託契約の締結をお約束するものではありません。契約に関する詳細は、5. をご参照ください。
- ・ 登録者は、2011 年度に当財団が実施団体として実施する JENESYS プログラム(中国からの短期招聘・中国への短期派遣事業)において、上記契約を締結のうえ、必要に応じて通訳または通訳ガイドとして個別の事業に全行程随行し、前記1. 記載の業務を行います。
当財団から他団体に委託実施している JENESYS プログラムは契約の対象には含まれませんのでご注意ください。
- ・ 2011 年度の当財団が実施団体として実施する JENESYS プログラムは、現在、調整中につき、日程等詳細は登録者にのみご案内します。
- ・ 個別の短期招聘または短期派遣事業への登録者の随行については、それぞれの事業内容毎に必要な通訳または通訳ガイドの人数や求められる能力が異なるため、登録後に、当財団と登録者との間で必要な調整をしたうえで、具体的に決定します。そのため、登録者に依頼する業務量、随行時期及び報酬は一定となりません。登録者においては、当財団からの業務依頼が必ずしも定期的、安定的なものでないこと、業務内容によって報酬が異なる場合があることを予めご了承願います。
- ・ 登録期間は、2011 年登録日(4 月上旬予定)から 2012 年 3 月 31 日までとします。
- ・ 当財団が登録の継続を希望し、登録者もこれに同意する場合、当財団が 2012 年度に行う事業についても登録者の登録を更新することがあります。詳細は登録後に、登録者に対してお知らせします。但し、2012 年度における日程等の事業の詳細は、現段階では未定です。

5. 契約と待遇

- ・ 登録者は、当財団が依頼する JENESYS プログラムの個別の短期招聘または短期派遣事業毎に、当該事業に随行する期間についてのみ、当財団と業務委託契約を締結します。なお、当該業務委託契約は、登録者において個人事業主として締結するものであり、契約の更新はありません。また、登録制は、あくまで候補者としての登録であって、当財団との業務委託契約の締結をお約束するものではありません。
- ・ 業務委託に関する報酬については、個別の短期招聘または短期派遣事業の業務内容・登録者の業務経験などに応じて、登録後に決定させて頂き、各事業終了後に支払います。但し、依頼する業

務内容等に応じて、登録期間中に随行を依頼することのある個別の短期招聘または短期派遣事業毎に報酬が異なる場合があることをご了承ください。

- 報酬は、個別の短期招聘または短期派遣事業毎の業務委託に対する一括報酬の形式として支払います。
- 一括報酬以外に、業務にかかる交通費及び宿泊費(当財団が必要と認めた場合に限る)を別途支給します。また、随行期間中は、当財団負担にて旅行保険に加入します。
- 報酬以外の交通費等の精算及びその方法については、個別の業務委託契約において取り決めるものとし、詳細は登録時にご案内します。

6. 個人情報の取扱い

ご応募にあたっては、以下の内容にご同意のうえ、ご応募ください

- 当財団は、上記事業へのスタッフ募集(選考作業、諸連絡等の管理運営)を目的として、応募者に関する必要な範囲の個人情報を収集し、利用いたします。なお、ご提出いただいた応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 当財団は、上記により収集した個人情報を適切に管理します。選考の結果、登録頂く場合には、登録者の個人情報を厳重に保有・管理し、登録に至らなかった場合は、合否の結果通知後 6 ヶ月以内に対象者の個人情報を廃棄・削除いたします。
- 応募者は、自らの個人情報その他の登録された情報の訂正、追加もしくは削除または登録の抹消を所定の手続きをもって当財団に申し出ることができます。当財団は、これらの申し出があったときは、速やかに対応するものとしします。
- 当財団は、個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示、提供しないものとしします。
 - (1) 応募者に個人情報の開示について同意いただいた場合
 - (2) 選考のために当財団以外の審査関係者に開示する場合
 - (3) 法令または官公庁の要請により開示が必要な場合

7. お問い合わせ先:

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-5-3

財団法人 日中友好会館 総合交流部 担当:稲垣、高野倉

電話:03-5800-3749、FAX:03-5800-5472

E-mail: inagaki@jcf.or.jp(稲垣)、takanokura@jcf.or.jp(高野倉)